

第22期 第36回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和7年3月3日（月）

13：00～

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

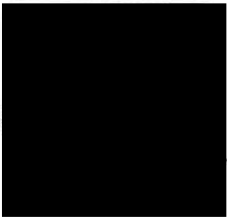
- （1）佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問）・・・・・・・・・・P1～38
- （2）タイラギの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）・・・・P39～42
- （3）クラゲの採捕制限に係る委員会指示（案）について（協議）・・・・P43～48
- （4）委員会指示の適用除外について（協議）
 - 1 日本工営株式会社・・・・・・・・・・P49～56
 - 2 有明水産振興センター・・・・・・・・・・P57～73
- （5）福岡県有明海区における刺し網等漁業許可方針について（協議）・・・・P74～76
- （6）海区漁業調整委員会事務局設置規程の改正について（協議）・・・・P77～78
- （7）その他

3 閉 会

水産第 4602 号
令和 7 年 (2025 年) 2 月 25 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥



佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問）

標記方針の変更にあたり、漁業法第 14 条第 4 項の規定により、貴漁業調整委員会の御意見をお聴かせくださるようお願いします。

【添付資料】

1. 佐賀県資源管理方針（本文）案
2. 佐賀県資源管理方針（別紙）案
3. 新旧対照表案

佐賀県農林水産部水産課
漁業調整担当 
電話:0952-25-7145
FAX :0952-25-7274

○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和 7 年●月●日

佐賀県知事 山口 祥義

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量 62.9 千トン（令和 4 年）、生産額は 251.9 億円（令和 3 年）である。また、漁業就業者数は、2,965 人（令和 5 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－11 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3－1 さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙3－16 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和３年７月１日より施行する。

附則

この方針は、令和４年４月１日より施行する。

附則

この方針は、令和４年７月１日より施行する。

附則

この方針は、令和５年１月１日より施行する。

附則

この方針は、令和６年２月７日より施行する。

附則

この方針は、令和６年１２月１７日より施行する。

附則

この方針は、令和７年●月●日より施行する。

別紙 1－1

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－2

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－3

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－4

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

② 水域

②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

② 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1－6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1－7

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－8

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業、いわし船曳網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県かたくちいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 1－9

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県うるめいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2 （ 5 ）

に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まだい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まだいを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまだいを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まだい漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）

に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 3—1

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—2

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—3

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—4

第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—5

第 1 水産資源

きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—6

第 1 水産資源

いさき九州北・西海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—7

第1 水産資源

くるまえび玄界灘佐賀海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—8

第1 水産資源

くえ九州北西・山口海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—9

第1 水産資源

がぞみ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPU E を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内

容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—10

第1 水産資源

あかむつ九州北西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—11

第1 水産資源

このしろ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—12

第1 水産資源

しばえび有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする

者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—13

第 1 水産資源

さるぼう佐賀県有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

別紙 3—14

第 1 水産資源

うに類佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（58 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—15

第 1 水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（70 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこ

ととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—16

第1 水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

佐賀県資源管理方針（改正後）	佐賀県資源管理方針（改正前）
○佐賀県資源管理方針 漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。 令和●●年●●月●●日 佐賀県知事 山口 祥義 第1 資源管理に関する基本的な事項 1 漁業の状況 本県の水産業は、生産量62.9千トン（令和4年）、生産額は251.9億円（令和3年）である。また、漁業就業者数は、2,965人（令和5年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。 2 本県の責務 本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。 第2～第7（略） 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－11 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源	○佐賀県資源管理方針 漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。 令和6年2月7日 佐賀県知事 山口 祥義 第1 資源管理に関する基本的な事項 1 漁業の状況 本県の水産業は、生産量66.6千トン（令和3年）、生産額は305.6億円（令和2年）である。また、漁業就業者数は、3,669人（平成30年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。 2 本県の責務 本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。 第2～第7（略） 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－10 まだい」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資

源の資源管理の方向性は「別紙 3－1 さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙 3－16 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。 附則 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 3 年 1 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 3 年 7 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 4 年 7 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 6 年 2 月 7 日より施行する。 附則 この方針は、令和 6 年 12 月 17 日より施行する。	源管理の方向性は「別紙 3－1 ぶり」から「別紙 3－17 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。 附則 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 3 年 1 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 3 年 7 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 4 年 7 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 6 年 2 月 7 日より施行する。 附則 この方針は、令和 6 年 12 月 17 日より施行する。
---	---

附則 この方針は、令和●年●月●日より施行する。	
--	--

別紙 1 別紙 1－1 ～ 1－10 (略) 別紙 1－11 第 1 <u>特定水産資源</u> <u>ぶり</u>	別紙 1 別紙 1－1 ～ 1－10 (略) 別紙 1－11 第 1 <u>特定水産資源</u> <u>ぶり</u>	別紙 1 別紙 1－1 ～ 1－10 (略) (新設)	第 2 <u>知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u> <u>佐賀県ぶり漁業</u> (1) <u>当該知事管理区分を構成する事項</u> <u>当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</u> ① <u>水域</u> ② <u>の対象とする漁業が、ぶりを採捕する水域</u> <u>② 対象とする漁業</u> <u>中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型</u> <u>定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事</u> <u>業所の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業</u> ③ <u>漁獲可能期間</u> <u>周年</u> (2) <u>漁獲量の管理の手法等</u> <u>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、</u> <u>漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで</u> 第 3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>全量を佐賀県ぶり漁業に配分する。</u> 第 4 <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源</u> <u>の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定し</u> <u>た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該</u> <u>協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u>
---	---	--	---

第5 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。	別紙3—1 第1 水産資源 さわら日本海・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙3—1 第1 水産資源 さわら日本海・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	別紙3—1 第1 水産資源 ぶり 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙3—2 第1 水産資源 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	別紙3—2 第1 水産資源 さわら日本海・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。

協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙3—3 第1 水産資源 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	別紙3—3 第1 水産資源 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙3—4 第1 水産資源 けんさきいか日本海・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお 国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定	別紙3—4 第1 水産資源 とらふぐ日本海・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定の公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—5 第1 水産資源 きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域） 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（34トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定の公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—6 第1 水産資源 いさき九州北・西海域	佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定の公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—5 第1 水産資源 けんさきいか日本海・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお 国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定の公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—6 第1 水産資源 きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）
---	--

第2	資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業におけるCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。	第2	資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（34トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第3	漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。	第3	漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。
第4	その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第4	その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙3—7		別紙3—7	
第1	水産資源 くるまえび玄界灘佐賀海域	第1	水産資源 いさぎ九州北・西海域
第2	資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）におけるCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。	第2	資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業におけるCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第3	漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。	第3	漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。
第4	その他資源管理に関する重要事項	第4	その他資源管理に関する重要事項

特になし。 別紙 3—8 第 1 水産資源 くえ九州北西・山口海域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表することとし、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	特になし。 別紙 3—8 第 1 水産資源 くえまえば玄界灘佐賀海域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびごぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表することとし、当該協定に参加している者自らによる当該協定の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙 3—9 第 1 水産資源 がざみ有明海海域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定し	別紙 3—9 第 1 水産資源 くえ九州北西・山口海域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協

た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定で、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙 3—10 第 1 水産資源 あかむつ九州北西海域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（22 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	別紙 3—10 第 1 水産資源 がざみ有明海海域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙 3—11 第 1 水産資源 このしろ有明海海域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値（200kg/隻・回）程度で	別紙 3—11 第 1 水産資源 あかむつ九州北西海域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の

維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。	
第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。	第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。
第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙3—12	
第1 水産資源 しばえび有明海海域	第1 水産資源 このしろ有明海海域
第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。	第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018年～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。	第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。
第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙3—13	

第1	水産資源 さるぼう佐賀県有明海海域	第1	水産資源 しばえび有明海海域
第2	資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（738トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。	第2	資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるC PUEを直近5年間（2018年～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第3	漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。	第3	漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。
第4	その他資源管理に関する重要事項	第4	その他資源管理に関する重要事項
別紙3—14		別紙3—14	
第1	水産資源 うに類佐賀県玄海海域	第1	水産資源 さるぼう佐賀県有明海海域
第2	資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（58トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。	第2	資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（738トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第3	漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。	第3	漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—<u>15</u> 第1 水産資源 さざえ佐賀県玄海海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（70トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第4 その他資源管理に関する重要事項 別紙3—<u>15</u> 第1 水産資源 うに類佐賀県玄海海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（58トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
第4 その他資源管理に関する重要事項 別紙3—<u>16</u> 第1 水産資源 あわび類佐賀県玄海海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源	第4 その他資源管理に関する重要事項 別紙3—<u>16</u> 第1 水産資源 さざえ佐賀県玄海海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（70トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の

の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—17 第1 水産資源 あわび類佐賀県玄海海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
---	---

令和7年2月21日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会 長 西 久 保 敏 様

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西 久 保 敏 様

タイラギの採捕禁止について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本県有明海における漁業調整並びに水産業振興につきましては、日頃より特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、有明海におけるタイラギが激減し、潜水器漁業も13年連続休業しており、現在タイラギ資源の回復に向け各種取り組みが行われているところです。

そのような中、佐賀県海域西側の一部で僅かな稚貝の生息が確認されており、漁業者による自主的な監視体制には限界があるため令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、委員会指示にてタイラギの採捕禁止が決定され資源の回復を図っているところです。

今般、委員会指示期間の満了に伴ない引き続きタイラギの採捕を禁止し、資源回復を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、タイラギ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

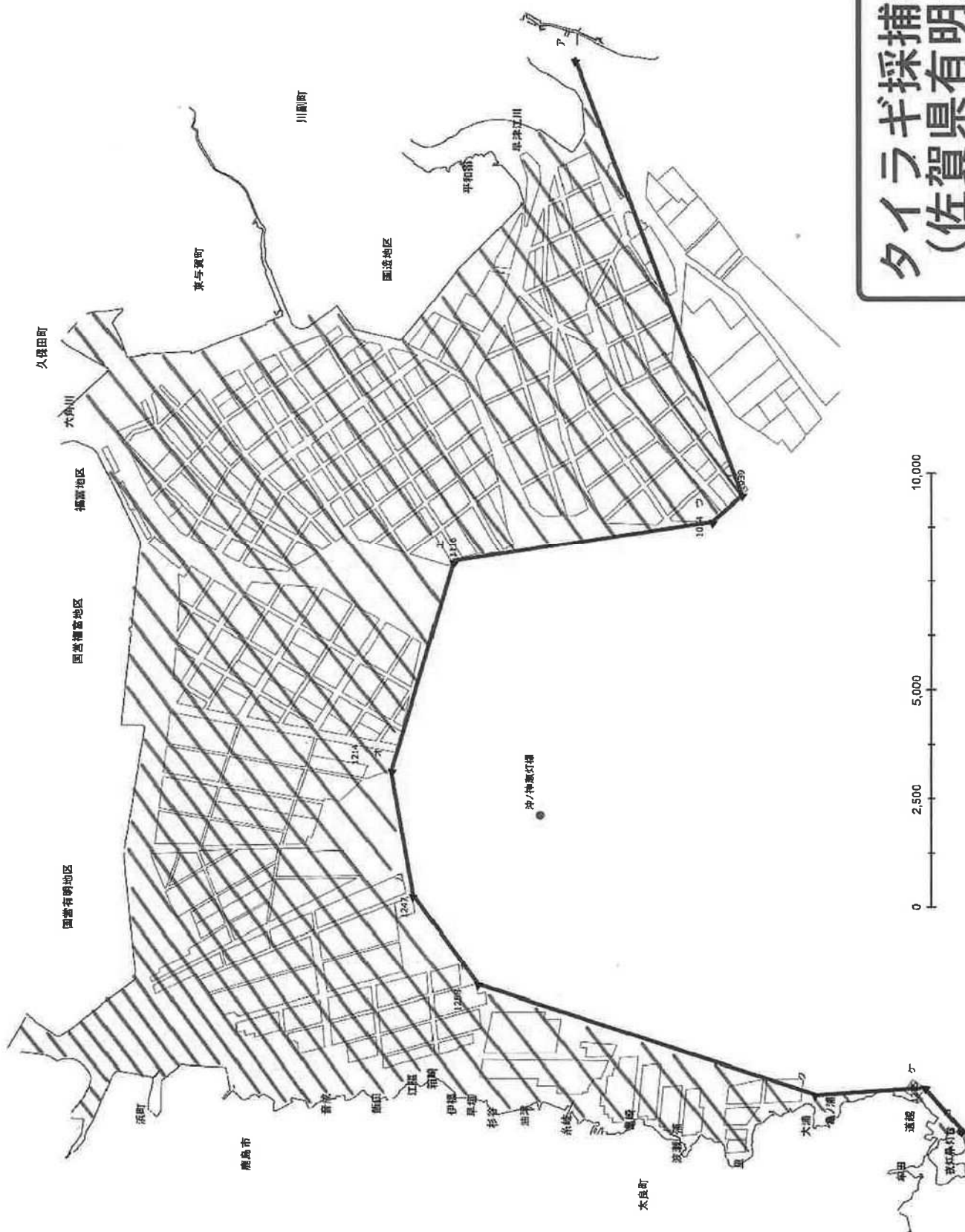
記

1. 採捕禁止区域

佐賀県有明海区干潟域

2. 採捕禁止対象

全てのタイラギ



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第~~6-5-6~~8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和~~6~~7年3月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

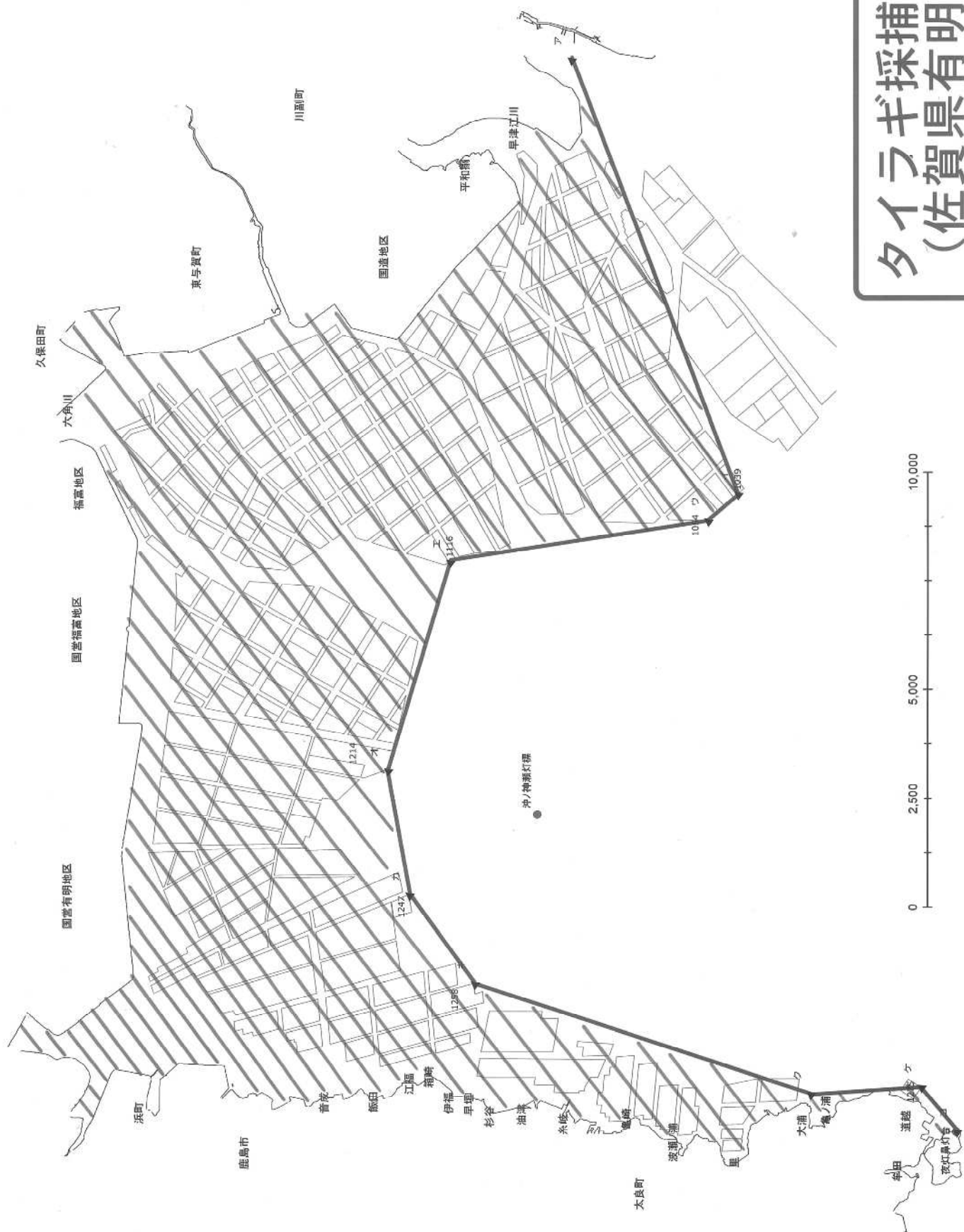
1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ	北緯 33 度 4 分 17 秒	東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ	北緯 33 度 4 分 23 秒	東経 130 度 17 分 45 秒
点エ	北緯 33 度 6 分 39 秒	東経 130 度 15 分 26 秒
点オ	北緯 33 度 5 分 44 秒	東経 130 度 12 分 54 秒
点カ	北緯 33 度 4 分 36 秒	東経 130 度 11 分 49 秒
点キ	北緯 33 度 3 分 18 秒	東経 130 度 11 分 25 秒
点ク	亀瀬灯標	
点ケ	北緯 32 度 58 分 05 秒	東経 130 度 13 分 40 秒
点コ	夜灯鼻灯台	

2 指示の期間は、令和~~6~~7年4月1日から令和~~7~~8年3月31日までとする。



タイヤギ採捕禁止区域 (佐賀県有明海干潟域)

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保

クラゲ資源の保護について（要望）

有明海における漁業振興につきましては、平素より特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして令和6年12月25日に開催した運営委員長・支所長会議にて協議致しました。その結果、下記の内容を取り入れたところでの委員会指示となるよう要望をすることを決定しましたので、貴委員会にてご協議頂きたく要望致します。

記

1、委員会指示による規制

（1）委員会指示期間 令和7年6月1日から令和10年5月31日まで（3年間）

（2）採捕サイズ 傘幅40センチメートル以上

（3）採捕期間 7月1日から10月31日まで

（4）採捕禁止区域 航路区域（別添のとおり）

（5）固定式刺網漁業でビゼンクラゲを採捕する場合の漁具の規模等

ア 1隻が使用する網漁具の総延長は250m以下

イ 網丈は9m以下

ウ 網の目合は20センチメートル以上

エ 使用する漁具は1統

2、固定式刺網漁業許可方針による規制

（1）ボンデンに設置する旗の高さ：水面から1m以上

（2） 旗 色：

「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」

夜間照明色：

「上手側：赤、下手側：白」又は「西側：赤、東側：白」

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第~~5-8-69~~号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和~~4~~7年3月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

（1）塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

（世界測地系）

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒

（2）六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

（世界測地系）

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒
ク	北緯	33度10分57秒、	東経	130度14分14秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

令和47年6月1日から令和710年5月31日まで

[illegible]

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 2 号、第 6 4 号の適用除外申請書

令和 7 年 2 月 7 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所 福岡市博多区東比恵 1-2-12 R&F センタービル

氏名 日本工営株式会社 福岡支店長 生島 潤一

下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

なお、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示についても承認いただきますようお願いいたします。

記

1 目的

業務名：防衛省九州防衛局の委託による「佐賀（5）環境モニタリング調査」において、佐賀駐屯地（仮称）の計画地周辺の環境現況調査の一環として、佐賀空港沿岸の海域における魚類の生息実態の把握を目的として実施する。

2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号、第 64 号

3 使用船舶 （別紙参照）

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

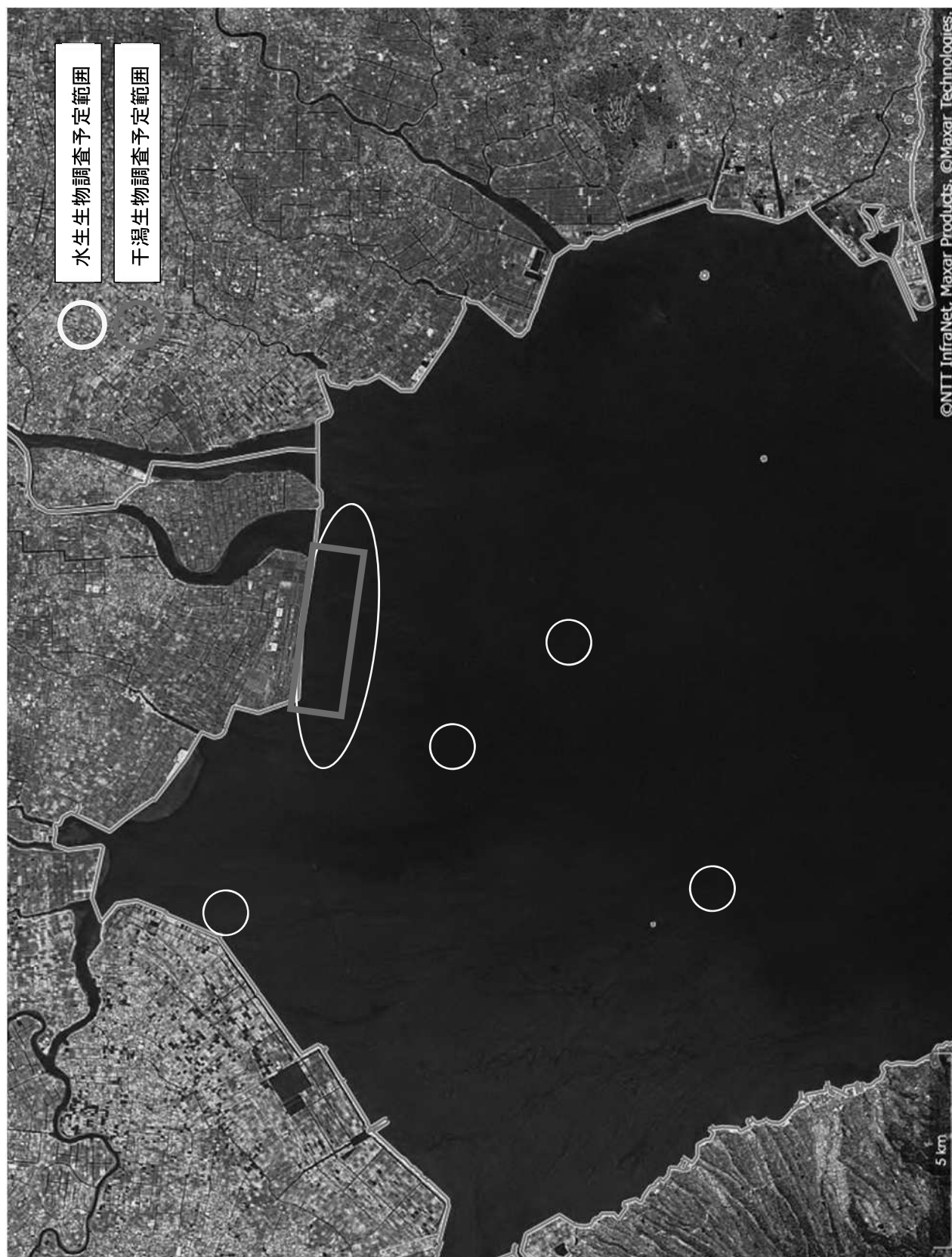
魚類。調査に必要な最小数量として各種数個体

5 適用除外の期間 承認日から令和 8 年 3 月 15 日まで

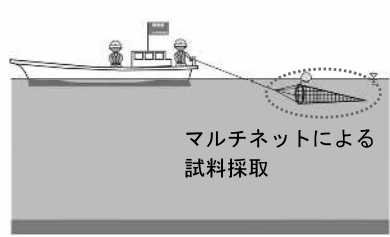
6 採捕の区域 有明海（別紙参照）

7 使用漁具及び漁法 投網、たも網、マルチネット（別紙参照）

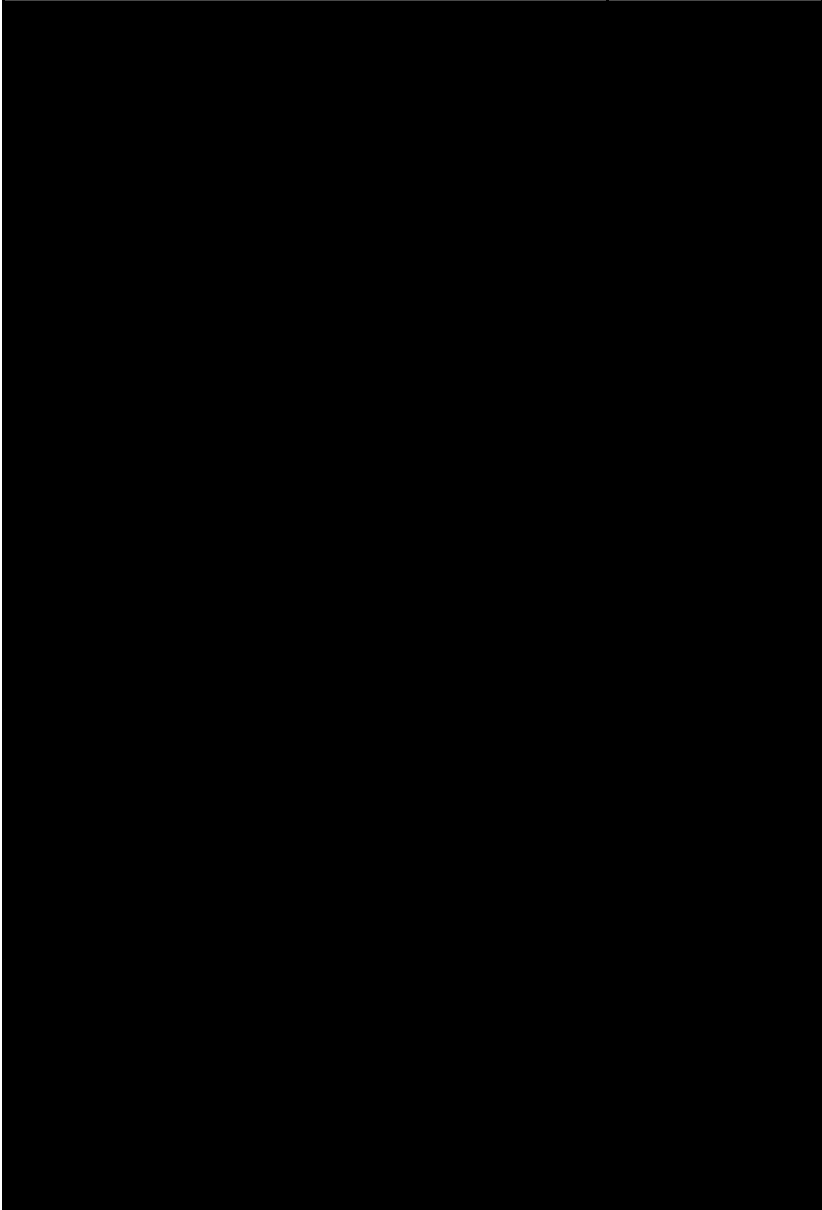
8 採捕に従事する者の住所及び氏名 別紙参照



(別紙-2)使用する主な調査方法

調査方法	努力量の目安	対象魚	イメージ
投網	各調査対象環境区分でそれぞれ5回程度	・ハゼ类等遊泳魚全般	
たも網	各調査対象環境区分で30分程度	・ハゼ类等底生性魚類全般	
マルチネット	約2ノット程度で10分間、表層を水平曳き	・遊泳魚類全般	 マルチネットによる 試料採取

(別紙-3)採補に従事する者の住所及び氏名

住 所	氏 名
	

設計等技術業務委託契約書

業務名	佐賀(5)環境モニタリング調査
履行場所	佐賀県佐賀市
履行期間	令和06年01月20日から令和08年03月15日まで
業務委託料	
契約保証金	

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、発注者及び受注者が電子署名の上、電子媒体として電子契約システム上に保管する。

令和06年01月19日

発注者

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
氏名 支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄

受注者

住所 福岡市博多区東比恵1丁目2番12号
氏名 日本工営株式会社 福岡支店 支店長 生島 潤一

-契約条項-

約款については、別添のとおり添付する。

契約番号 : 2023U119156

署名状態

支出負担行為担当官
日本工営株式会社

九州防衛局長
福岡支店 支店長

江原 康雄 : 署名済
生島 潤一 : 署名済

2024/1/29 11:23:47

使用船舶一覧

No.	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	所有者氏名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

同 意 書

九州防衛局による佐賀(5)環境モニタリング調査(水質調査、底質調査、水生生物調査、干潟生物調査)を実施することに同意します。

なお、期限は令和8年3月15日とします。

令和6年3月18日

日本工営株式会社
福岡支店 生島 潤一 殿

佐賀市西与賀町大字厘外8
佐賀県有明海漁業協
代表理事組合長 西久保

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62、63、64、65、66 号及び 67 号の
適用除外申請書

佐有水振第 2187 号
令和 7 年 2 月 26 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

住所 小城市芦刈町永田 2753 の 2
氏名 佐賀県有明水産振興センター
所長 中島 則久

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62、63、64、65、66 号及び 67 号の適用除外を受けたいので申請します。なお、当該委員会指示が同様の内容にて指示期間の延長をされた場合には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただき、今回の承認でもって、新しい委員会指示の適用除外申請も承認されたこととして取り扱っていただきますようお願いします。

記

1 適用除外の理由

生息・成育状況調査として、竹羽瀬漁業の保護区域または委員会指示された海域においてタイラギを、全域においてウミタケおよびアゲマキを、養殖漁場においてノリ等を採捕・採取するため。

2 適用除外の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 調査の目的及び方法

○目的

有明海の干潟域に生息しているタイラギ、ウミタケ及びアゲマキ等の底生生物の成長や成熟、生息状況、その年の発生状況等の把握。タイラギ資源を増大させるための母貝・稚貝移植効果の把握。また、ノリ養殖状況の把握。

○方法

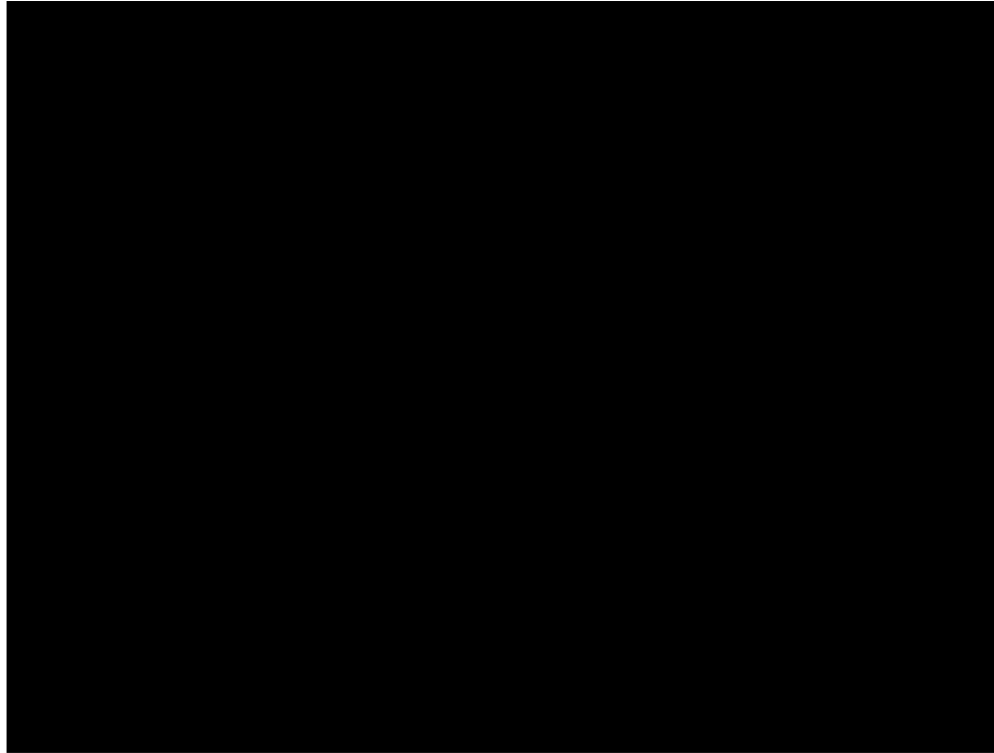
手堀、じょれん、長柄じょれん、ねじ棒、簡易潜水器又はヘルメット式潜水器により採捕・採取。

4 調査に使用する船舶

船名	
漁船登録番号	
総トン数	
推進機関の種類	
及び馬力数	
所有者名	

船名	
漁船登録番号	
総トン数	
推進機関の種類	
及び馬力数	
所有者名	

5 調査を実施する者の所属、住所及び氏名



- 6 採捕尾数 タイラギ、サルボウ、アサリその他底生生物 200kg 以内
ムツゴロウ 1,000 尾以内
シオマネキ 100 尾以内
アゲマキ 50 kg 以内
ウミタケ 50 kg 以内
ノリ 100 kg 以内

- 7 その他
必要に応じて佐賀県漁業調整規則の特別採捕許可を得る。

調査計画書（ノリ養殖状況調査）

1. 目的

佐賀県のノリ養殖生産枚数および生産金額は、平成 15 年度以降、いずれも 19 年連続日本一であったが、令和 4 年以降赤潮の長期発生により厳しい状況になっている。また、以前よりアカグサレ病を代表とした病気および赤潮発生による色落ちの被害が毎年発生するなど、様々な課題を抱えている。ノリ養殖の生産を安定させるためには、ノリの生育状況や海況を早期に把握し、生産者に対して状況に応じた養殖管理の指導を行うことが重要となる。

そこで、本調査では、ノリ養殖漁場内のノリ葉体および海水等を採取し、養殖状況を把握する。

2. 調査項目および方法

- （１）ノリの生長状況
- （２）病気の発生状況
- （３）色落ちの発生状況
- （４）生産漁場の水温、塩分、栄養塩、プランクトン細胞数、クロロフィル等

ノリ養殖期間中の 10～3 月に、ノリ葉体の採取を週 1 回程度、海水の採水等を週 2 回程度行い、上記の項目を調査する。採取地点および採取本数は養殖状況に応じて調整する。

調査・研究計画書（タイラギ）

1. 目的

タイラギは平成 11 年以降資源状況が厳しく、現在 13 年連続の休漁となるなど、資源回復が喫緊の課題である。このようなことから、卵を産む母貝集団の創出により資源の回復を図るため、引き続き国や関係県と協調して人工種苗生産および稚貝の移植技術の開発に取り組む。また、干潟や沖合漁場における資源状況についても調査を行う。

2. 調査・研究項目および方法

（1）種苗生産技術開発

タイラギの成貝から 6～8 月に採卵し、浮遊幼生および着底稚貝を 3～6 か月飼育し、殻長 50 mm の稚貝を陸上施設・干潟等で生産する技術の開発を行う。この取組を実施するため、佐賀県有明海の干潟や沖合に生息する成貝を 100 個程度採捕する。

（2）移植技術開発

種苗生産した稚貝等を用いて干潟、沖合の 4 地点及びカキ筏の漁場に移植する技術の開発を行う。移植後は、生残や成長について追跡調査を定期的（1 回/月予定）に実施し、一定面積からタイラギを採捕する。

（3）資源量把握調査

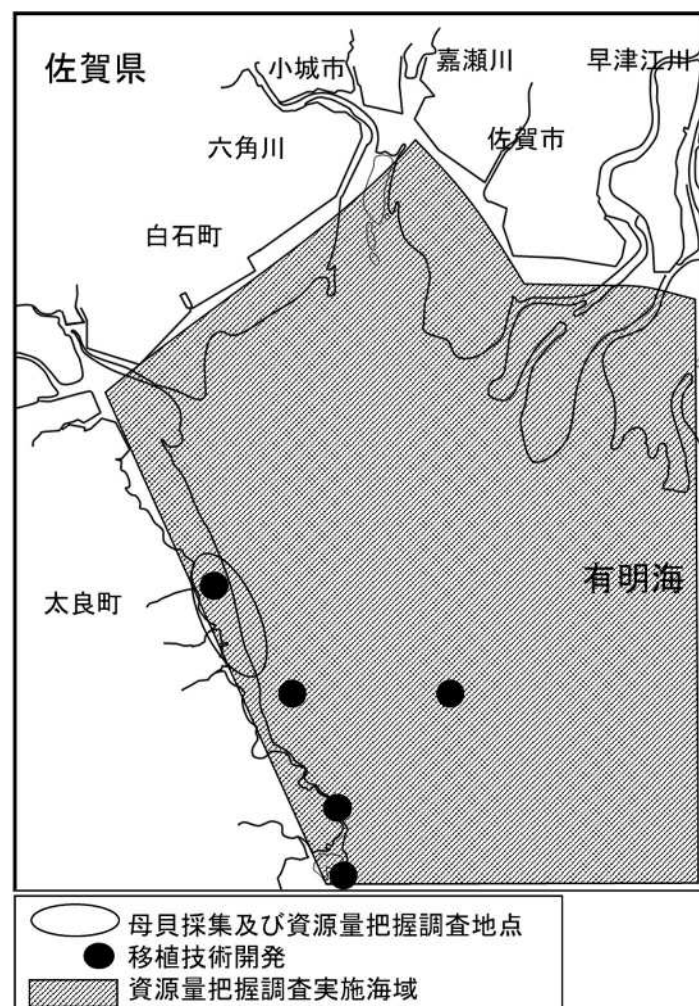
沖合の 55 地点程度において潜水によりタイラギの生息状況を調査する。また、まとまった生息が確認された地点周辺では、1 回/月程度潜水調査を実施する。

また、干潟域においては 5 地点程度で生息状況調査を実施し、これらの調査で発見されたタイラギは、採捕し殻長や重量を測定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
種苗生産技術開発 (母貝採集)	周年	約 100 個	5 地点
移植技術開発 (追跡調査)	周年 (1 回/月)	約 500 個	5 地点
資源量把握調査	沖合：10～2 月	200 kg 以内	沖合：55 地点程度
	沖合：周年 (1 回/月)	約 200 個	沖合：1～5 点程度

調査地点図



調査・研究計画書（アゲマキ）

1. 目的

アゲマキは平成元年ころから原因不明の大量死によって資源が激減し、平成9年以降ほとんど漁獲がない状況となった。このようなことから、卵を産む母貝集団の創出により資源の回復を図るため、人工種苗生産および稚貝の放流技術の開発に取り組む。また、干潟域における資源状況の把握についても調査する。

2. 調査・研究項目および方法

（1）種苗生産技術開発

アゲマキの成貝から9～11月に採卵し、陸上施設等で生産する技術の開発を行う。この取組を実施するために、有明海佐賀県海域の干潟に生息する成貝を約300個程度採捕する。

（2）種苗放流技術開発

種苗生産した稚貝を干潟2～6地点の漁場に放流する技術開発を行う。放流後は、生残や成長について追跡調査を定期的（1回/月）に実施し、一定面積からアゲマキを採捕する。

（3）資源量把握調査

7～10月に、干潟の50～100地点においてアゲマキ生息状況を調査する。これらの調査で発見されたアゲマキは、採捕し殻長や重量を測定する。

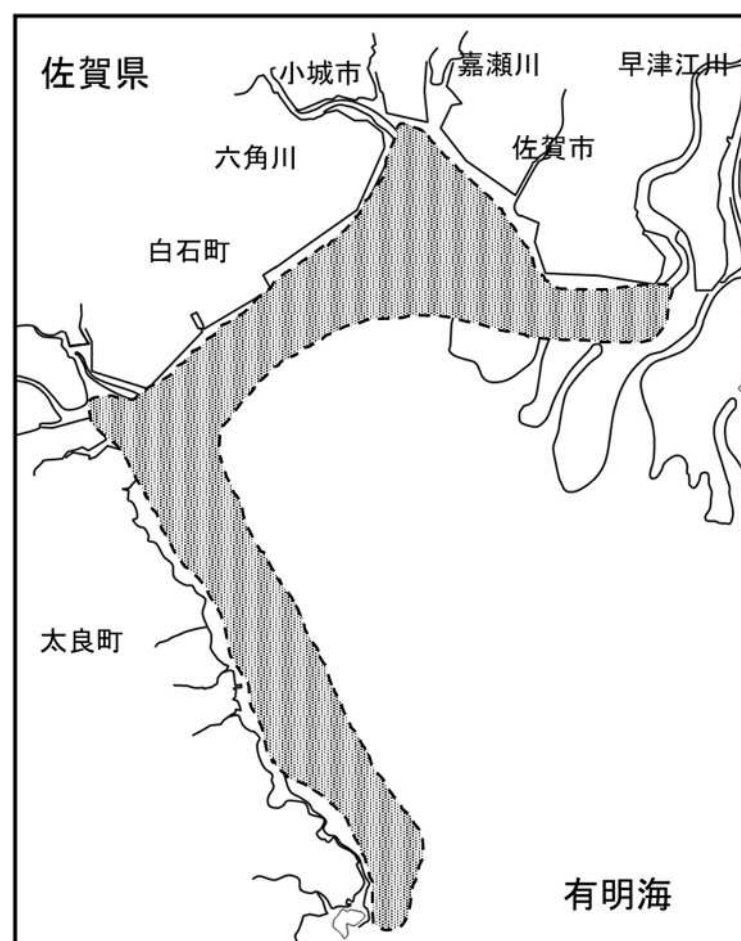
（4）養殖技術開発

4～6月に、アゲマキ放流をした干潟の1～2カ所において、稚貝を採取し移植する。その後、アゲマキの成長の状況を調査する。これらの調査で発見されたアゲマキは、採捕し、殻長や重量を測定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数 など
種苗生産技術開発 (母貝採集)	4～11 月	約 300 個	10 地点
種苗放流技術開発	周年 (1 回/月)	100 個/回	2～6 地点
資源量把握調査	7～10 月	約 100 個	50 ～ 100 地点
養殖技術開発	移植 4～6 月 調査 周年 (1 回/月)	種苗放流地から約 1 万個 体を採捕し、移植する。 その後、調査で 60 個/回 採取	2～10 地点

調査地点図



調査・研究計画書（ウミタケ）

1. 目的

ウミタケ資源の回復を図るため、漁場造成技術等の開発に取り組む。また、漁場における資源状況の把握についても調査する。

2. 調査・研究項目および方法

（1）資源量把握調査

沿岸及び沖合の地点において潜水等によりウミタケ生息状況を調査する。また、まとまった生息が確認された地点では、1回/月程度潜水調査を実施する。これらの調査で発見されたウミタケは、採捕し殻長や重量を測定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
資源量把握調査	周年	約 500 個	約 50 地点

調査地点図



調査・研究計画書（アサリ）

1. 目的

アサリは佐賀県有明海において、重要な漁獲対象種であるが、平成8年をピークに漁獲量は急激に減少している。そのため当センターでは生息状況を把握し、資源保護方法について検討する。

2. 調査・研究項目および方法

調査は、佐賀県有明海海域の干潟域において実施する。

（1）生息状況調査

干潮時に1辺が15cm×15cmの方形枠や内径3cmの円筒形パイプ等を用いて、深さ約20cmまでの底泥を採取し、それに含まれるアサリの数量を調べる。

（2）網袋・被覆網調査

網袋、被覆網等の設置を行い、アサリ保護効果や稚貝の捕捉効果を検証する。調査方法は、干潮時に1辺が15cm×15cmの方形枠を用いて、深さ約20cmまでの底泥を採取し、それに含まれるアサリの数量を調べる。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
生息状況調査	周年	約 20 kg	延べ 100 地点程度
網袋、被覆網調査	周年	約 20 kg	延べ 30 地点程度

調査地点図



- 調査対象海域
- 主な生息状況・網袋調査場所

調査・研究計画書(サルボウ)

1. 目的

サルボウは、平成 2 年の漁獲量が 15,000 トンであり有明海でも重要種であるが、近年、夏場に発生する貧酸素水塊、低塩分、高水温等による斃死の発生により、令和4年からの 3 年間休漁となっている。このようなことから、漁場での生息状況等を把握するとともに、資源回復に向けた試験・調査を実施する。

2. 調査・研究項目および方法

(1) 生息状況調査

年に 1 回(2~3 月)程度、概ね 40 点においてサルボウの生息状況を調査する。調査では、長柄ジョレンを用いて一定面積を数回曳航し、サルボウを採取するとともに、サルボウの殻長及び湿重量を測定後、得られたデータと曳航面積から地点別のサルボウの現存量や漁場での資源量、世代構成(年級構成)を推定する。

(2) 浮遊幼生・着底稚貝調査

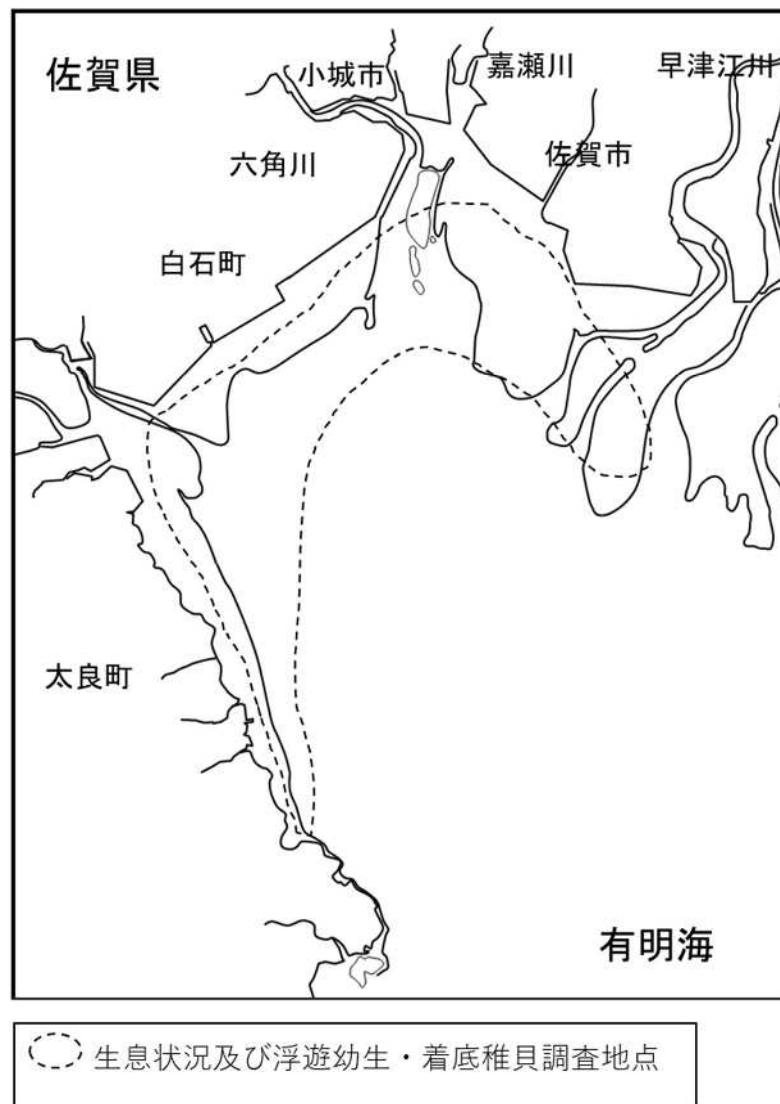
6 月から 8 月の旬別に有明海佐賀県沿岸域 5 定点において、サルボウの発生状況を調査する。調査は、プランクトンネットによる浮遊幼生の採取を行うとともに、採苗器(パーム)による着底稚貝(0.3~1 mm)の採取を行う。

また、9月から3月にかけて、着底稚貝調査を沿岸域 10 点程度行う。調査は、長柄ジョレンを用いて一定面積を数回曳航し、着底稚貝の成長や資源量を推定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
生息状況調査	年1回	約180 kg	40 地点程度 (地点図参照)
浮遊幼生・着底稚貝調査	年12回	約1 kg	5 地点(地点図参照)

調査地点図



調査・研究計画書(カキ類)

1. 目的

カキ類(マガキ、シカメガキ、スミノエガキ)は、干潟域にカキ礁を形成しており、有明海の環境改善に寄与している重要な種である。近年、夏場に発生する貧酸素水塊、低塩分、高水温等に二枚貝類の大量斃死が発生している中、カキ類はこうした環境下でも比較的資源を維持している種である。また、特に、スミノエガキは、日本では有明海にしか生息していない希少な種であり、生産物としての価値も非常に高い。カキ類の資源増大のためカキ礁造成試験及び、その後の生息調査を実施する。

2. 調査・研究項目および方法

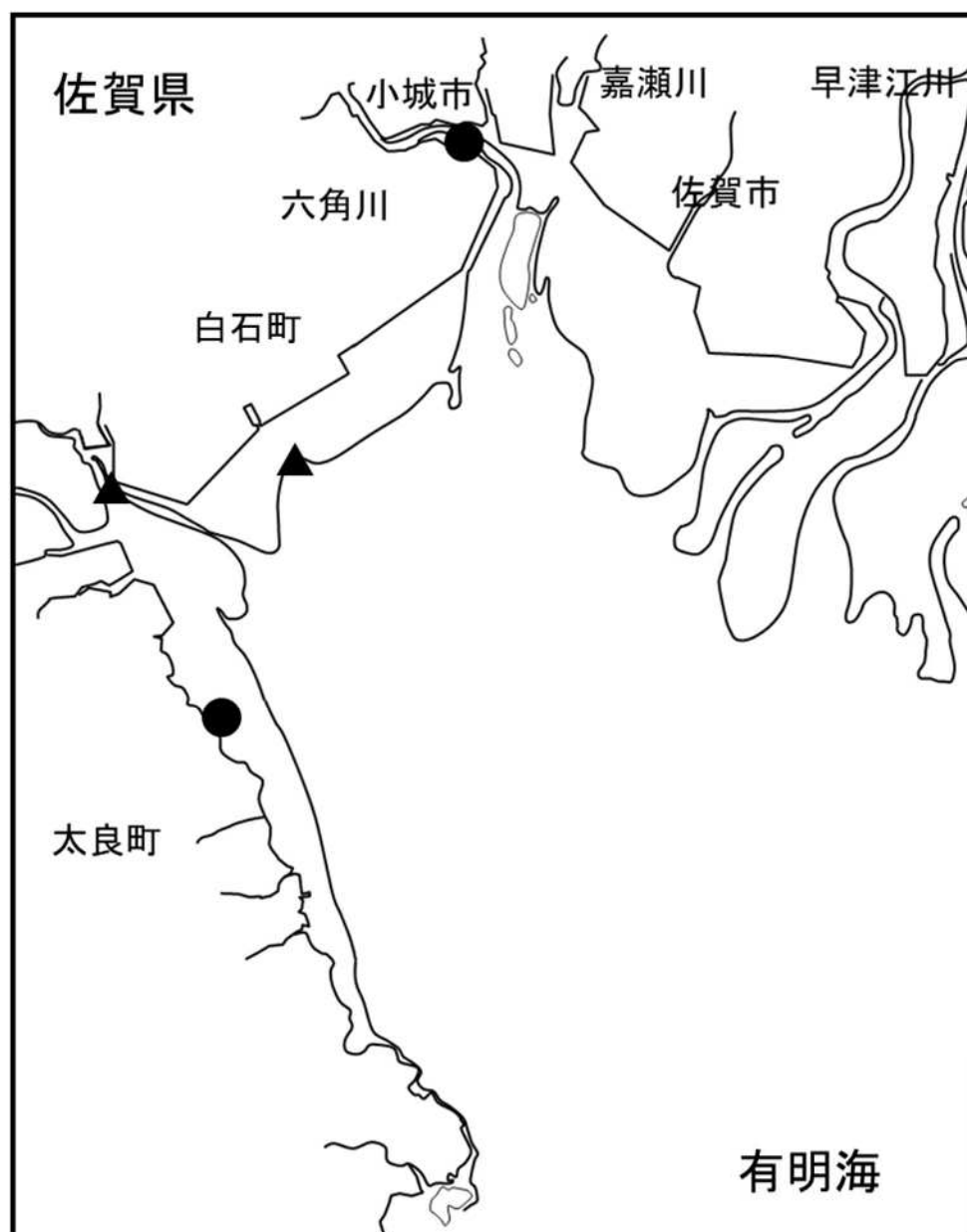
(1)干潟域でのカキ礁の増養殖試験および調査

5月から7月にかけて、カキ類の資源増大のためカキ礁造成試験及び、その後の生息調査を実施する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
干潟域でのカキ類の増養殖試験および調査	年10回程度	約 100 kg	2地点程度 (地点図参照)

調査地点図



- 力キ礁造成試験・調査地点
- ▲ 力キ増養殖試験・調査地点

調査・研究計画書（底質環境調査）

1. 目的

サルボウ、アサリ、タイラギ等有用二枚貝類の生息環境の変化を把握するため、有明海佐賀県沿岸域において、底質及び底生生物の調査を実施する。

2. 調査項目および方法

（1）底質調査

採泥器（エクマン・バージ型）により海底土を採取し、底質の粒度（中央粒径値、泥分）、酸揮発性硫化物、化学的酸素消費量、強熱減量の分析を行う。

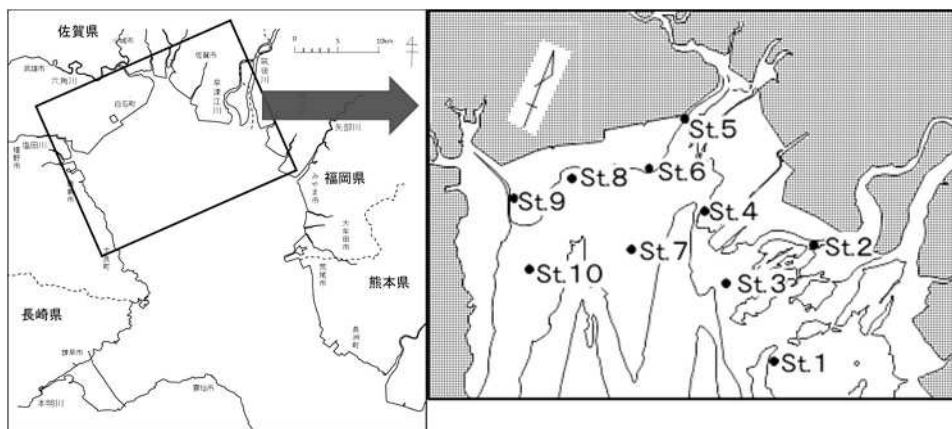
（2）底生生物調査

採泥器（エクマン・バージ型）により海底土を採取し、1 mm メッシュの網に残った底生生物の種類を調べ数量を計測する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
底質調査及び 底生生物調査	年4回 (5, 8, 11, 2月)	多毛類、甲殻類、軟 体類等の底性生物約 1kg	10 地点（地点図参照）

3. 調査地点図



佐有漁協指第341号
令和7年2月25日

佐賀県有明水産振興センター
所長 中島 則久 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久



同意書

令和7年2月19日付け佐有水振第2168号で依頼のあった令和7年度有明水産振興センターが実施する調査・研究に関しては、同意いたします。

福岡県有明海区における刺し網等漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

なお、空つりなわ漁業については漸減方針のため、相続以外は承継を認めないものとする。親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）への承継以外認めないものとする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網漁業	定めなし	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市
すずき流し刺し網漁業	定めなし	
雑魚一重流し刺し網漁業	定めなし	
げんしき網漁業	定めなし	
空つりなわ漁業	8隻以内（漸減方針）	
固定式刺し網漁業	定めなし	

(2) 船舶の総トン数

定めなし

(3) 推進機関の馬力数

定めなし

(4) 操業区域

福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）

(5) 漁業時期

1月1日から12月31日まで。ただし、空つりなわ漁業は4月1日から8月15日まで。

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡有明海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1) 刺し網漁業

①えび三重流し刺し網漁業

条件	1 1隻が使用する網漁具の総延長は300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。 2 網の目合いは、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。 3 網丈は、2メートル以下でなければならない。 4 使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
----	---

②すずき流し刺し網漁業

条件	1 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以东の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。 2 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。 3 1隻が使用する網漁具の総延長は530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。 4 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
----	---

③雑魚一重流し刺し網漁業

条件	1 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。 2 網は、一重でなければならない。 3 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。 4 網丈は、6メートル以下でなければならない。 5 使用する漁具は、1統でなければならない。 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
----	---

(2) げんしき網漁業

条件	1 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。 2 使用する漁具は、1統でなければならない。 3 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 4 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
----	--

(3) 空つりなわ漁業

条件	なし
----	----

(4) 固定式刺し網漁業

条件	1 のり養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の滞筋を含む。）においては操業してはならない。 2 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。 3 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 4 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
----	---

4 申請書の添付書類等

(1) 漁業権者の同意書

ただし、福岡県または佐賀県の有明海区の漁業協同組合に所属する者に関しては不要とする。

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和5年7月1日から施行する。

（申請書の添付書類等の追加）

附 則

この許可方針は令和7年〇月〇日から施行する。

（空つりなわ漁業の承継に係る規定の改正）

第3条(局長専決)

(3) 職員の欠勤、慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、引き続き3日以内の特別休暇(裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇の願の処理に関すること。

改正部分は下記を想定しています。

「育児休暇」→「育児休暇、子育て部分休暇」

なお、子育て部分休暇は、育児部分休業と同等の無給休暇で、対象年齢が小学校1年生になります。部分休業とは、対象年齢と対象外職員が違うのみで、その他は部分休業と同じになります。

子育て部分休暇	
対象職員	一般職員 (育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員を除く)
取得対象年齢	小学校1年生
取得事由	子の送迎、家事等(用途の定めなし)
取得単位	30分
日数等	正規の勤務時間の始め又は終わりに引き続き勤務時間のうち、2時間以内(日数制限なし)
給料	無給

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第 号
松浦海区漁業調整委員会

佐賀県有明海区漁業調整委員会 佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第 1 号) の一部を次のように改正する。
海区漁業調整委員会事務局設置規程 (昭和52年 松浦海区漁業調整委員会
令和 7 年 3 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 西 久 保 敏 正
松浦海区漁業調整委員会会長 川 崎 和 正

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(局長専決) 第3条 局長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。 (1) ・ (2) 略 (3) 職員の欠勤、慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、引続き 3 日以内の特別休暇 (裁判員、証人、鑑定人、参考人等頭する場合を除く。) 、介護部分休暇及び引き続き 10 日以内の病氣休暇の願の処理に関すること。 (4) ～ (11) 略 2 略	(局長専決) 第3条 局長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。 (1) ・ (2) 略 (3) 職員の欠勤、慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、引続き 3 日以内の特別休暇 (裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。) 、介護部分休暇及び引き続き 10 日以内の病氣休暇の願の処理に関すること。 (4) ～ (11) 略 2 略

附 則

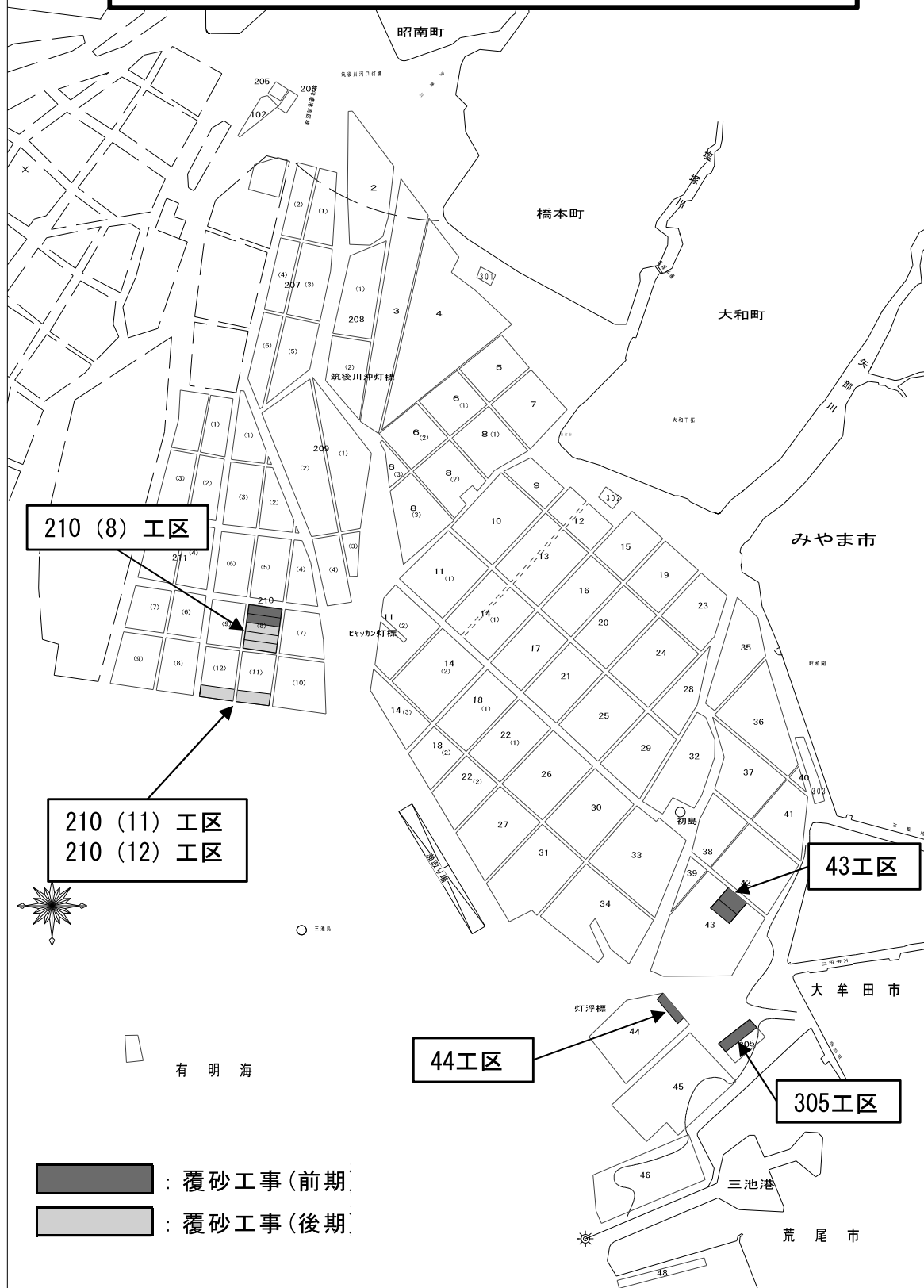
この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年度水産基盤整備事業概要

- 1 令和7年度水産基盤整備事業 実施予定位置図
- 2 令和7年度水産基盤整備事業 実施予定一覧表
- 3 福岡県有明地区 水産環境整備事業の概要

福岡県
水産振興課漁場整備係

1. 令和7年度 水産基盤整備事業（覆砂工事）実施予定位置



2. 令和7年度 水産基盤整備事業実施予定一覧表

福岡県水産振興課

覆砂工事

【農共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	210(8)	柳川市地先	R7年5月上旬～8月下旬	覆砂 231,000 m ²	砂厚 35cm
	"	"	210(11)	柳川市地先	R7年6月上旬～8月下旬	" 53,000 m ²	砂厚 35cm
	"	"	210(12)	柳川市地先	R7年6月上旬～8月下旬	" 53,000 m ²	砂厚 35cm
			3漁場			337,000 m ²	

【有共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	43	大牟田市地先	R7年5月上旬～8月上旬	覆砂 102,000 m ²	砂厚 35cm
	"	"	44	大牟田市地先	R7年5月上旬～8月上旬	" 42,000 m ²	砂厚 35cm
	"	"	305	大牟田市地先	R7年5月上旬～8月上旬	" 67,000 m ²	砂厚 20cm
			3漁場			計 211,000 m ²	

合計 548,000 m²

3. 福岡県有明地区 水産基盤整備事業の概要

覆砂工事について

- 1 施工箇所 の 測量 を 行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 海砂採取地から運搬船にて海砂を搬入します。
- 4 工事区域沖合の瀬取り位置にて運搬船からガット船等へ海砂を積み替えます。
- 5 ガット船等で工事区域に海砂を投入します。
- 6 クレーン付台船で均し機(鋼製)を曳いて不陸均しを行います。
- 7 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。

海砂について

- 1 海砂は使用前に①中央粒径値、②シルト分、③れき分、④貝殻混入率、⑤ダイオキシン類を確認し、規格に適合する砂を使用します。
- 2 採取許可の確認が取れたものを使用します。
(過去実績: 山口県蓋井島周辺、福岡県白島周辺、佐賀県唐津沖、長崎県壱岐周辺 等)